

令和 6 年度 第 2 回愛西市権利擁護支援連携協議会次第

日時 令和 7 年 2 月 19 日(水)
午後 2 時 40 分から
場所 愛西市役所 北館
会議室 2-1・2-2

1 あいさつ

2 議 題

(1) 令和 6 年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について

① 相談対応実績について …資料 1

② 広報活動実績について …資料 2

③ 成年後見制度市長申立案件の経過について …資料 3

(2) 令和 7 年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施計画について

…資料 4

(事業項目)

- ア 権利擁護に関する広報啓発
- イ 権利擁護に関する総合相談
- ウ 成年後見制度の申し立て支援及び後見人等支援
- エ 法律職及び関係団体等との連携促進事業
- オ 後見業務の提供事業

(3) 情報提供 地域における公証役場の役割について

3 その他

地域における消費者の見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）について

…資料 5

愛西市権利擁護支援連携協議会出席者名簿

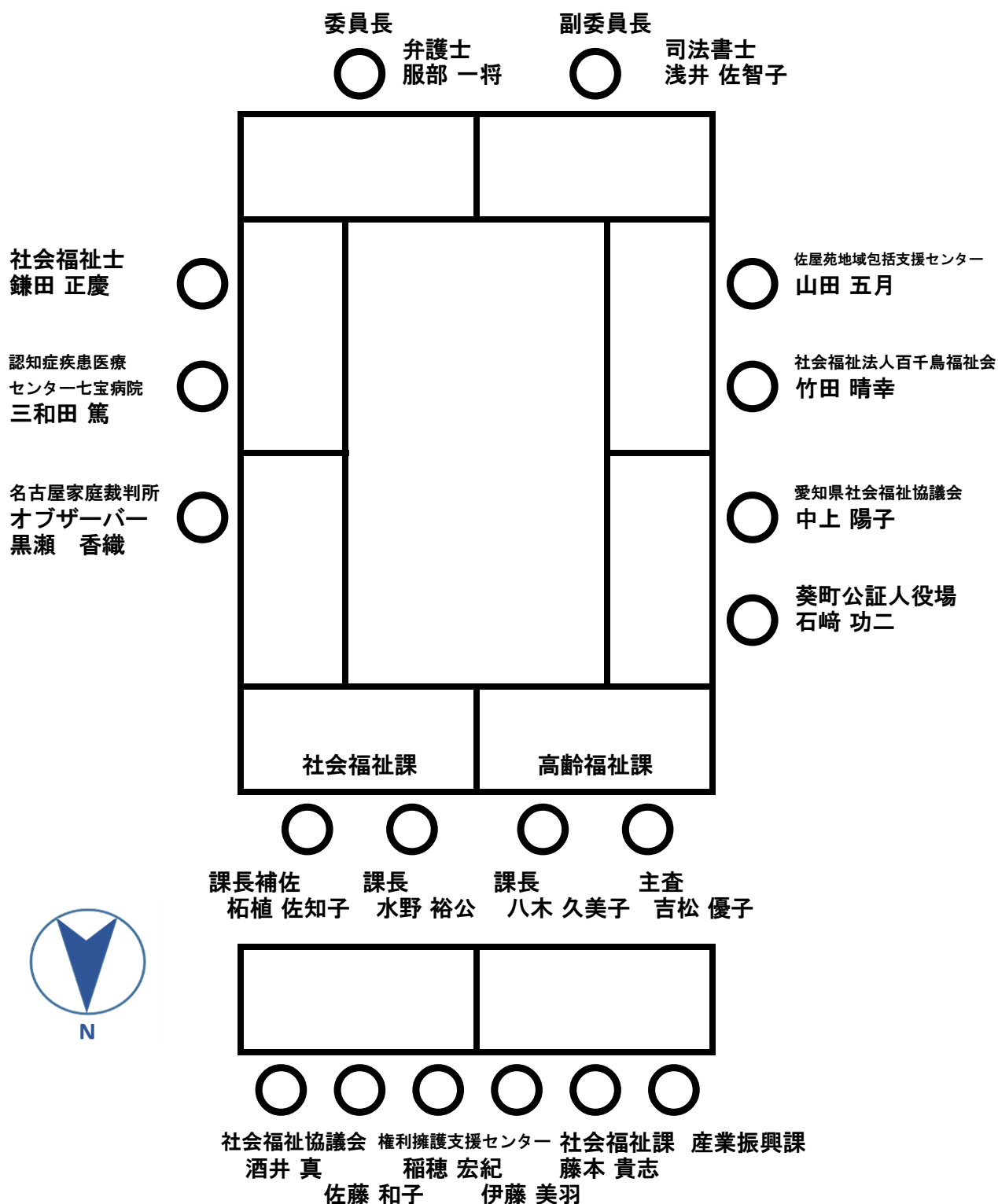
任期 令和５年７月１日から令和７年６月３０日

区 分	氏 名	所 属	備 考
委員 弁護士	服部 一将	愛知県弁護士会	委員長
委員 司法書士	浅井 佐智子	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート愛知支部	副委員長
委員 社会福祉士	鎌田 正慶	愛知県社会福祉士会	
委員 医療関係者	三和田 篤	認知症疾患医療センター七宝病院	
委員 高齢者福祉関係者	山田 五月	佐屋苑地域包括支援センター	
委員 障害者福祉関係者	竹田 晴幸	社会福祉法人百千鳥福祉会	
委員 社会福祉関係者	中上 陽子	愛知県社会福祉協議会	
オブザーバー	黒瀬 香織	名古屋家庭裁判所 主任書記官	
事務局 愛西市	水野 裕公	保険福祉部社会福祉課 課長	
事務局 愛西市	柘植 佐知子	保険福祉部社会福祉課 課長補佐	
事務局 愛西市	藤本 貴志	保険福祉部社会福祉課 主査	
事務局 愛西市	八木 久美子	保険福祉部高齢福祉課 課長	
事務局 愛西市	吉松 優子	保険福祉部高齢福祉課 主査	
事務局 権利擁護支援センター	稲穂 宏紀	専門相談員	
事務局 権利擁護支援センター	伊藤 美羽	専門相談員	
事務局 社会福祉協議会	酒井 真	在宅サービス課長	
事務局 社会福祉協議会	佐藤 和子	専門相談員	

令和6年度 第2回愛西市権利擁護支援連携協議会 配席図

【日 時】令和7年2月19日(水) 午後2時40分から午後3時40分

【場 所】愛西市役所 北館会議室2-1・2-2



愛西市権利擁護支援連携協議会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を協議するため、愛西市権利擁護支援連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 愛西市権利擁護支援センターの運営状況、体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (3) 司法、医療、福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (4) その他、判断能力の不十分な高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護支援に資すること。

（協議会）

第3条 協議会は、委員7人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 医療関係者
- (5) 高齢者福祉関係者
- (6) 障害者福祉関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。
ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていない場合は、市長が招集する。

(議事)

第7条 会議の議長は、委員長が掌る。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、利害関係を有する者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保険福祉部社会福祉課に置く。

2 協議会の運営については、愛西市と愛西市権利擁護支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

愛西市権利擁護支援センター 令和6年度相談対応実績

資料1

令和7年1月31日現在

1 対象者の種別 (人・件)

対象者		認知症	知的障害	精神障害	身体障害	高齢者	その他	不明	合計	対象者		認知症	知的障害	精神障害	身体障害	高齢者	その他	不明	合計
4月	実人数	9	3	3	1	4	1	0	21	10月	実人数	8	2	2	1	1	0	0	14
	(うち新規)	4	1	1	1	4	1	0	12		(うち新規)	0	1	0	1	1	0	0	3
	延件数	14	5	7	7	6	1	0	40		延件数	28	3	2	2	1	0	0	36
5月	実人数	10	3	5	2	4	0	0	24	11月	実人数	8	1	2	0	4	1	0	16
	(うち新規)	4	2	2	0	3	0	0	11		(うち新規)	1	1	1	0	3	0	0	6
	延件数	15	3	15	6	6	0	0	45		延件数	25	3	1	0	7	0	0	36
6月	実人数	12	1	6	0	2	0	0	21	12月	実人数	11	6	3	0	2	0	0	22
	(うち新規)	6	0	3	0	1	0	0	10		(うち新規)	4	4	2	0	2	0	0	12
	延件数	21	1	11	0	2	0	0	35		延件数	29	6	3	0	2	0	0	40
7月	実人数	10	3	7	2	3	1	0	26	1月	実人数	9	1	2	1	2	0	0	15
	(うち新規)	2	3	2	0	2	1	0	10		(うち新規)	2	1	2	1	1	0	0	7
	延件数	19	4	13	2	3	1	0	42		延件数	22	1	5	2	2	0	0	32
8月	実人数	12	4	7	1	3	0	0	27	2月	実人数								
	(うち新規)	4	2	4	0	3	0	0	13		(うち新規)								
	延件数	20	4	13	1	4	0	0	42		延件数								
9月	実人数	7	2	5	1	1	0	0	16	3月	実人数								
	(うち新規)	3	2	3	0	1	0	0	9		(うち新規)								
	延件数	18	2	8	1	1	0	0	30		延件数								
										合計	実人数	96	26	42	9	26	3	0	202
											うち新規	30	17	20	3	21	2	0	93
											延べ件数	211	32	78	21	34	2	0	378

2 相談方法 (人)

相談方法	訪問	電話	来所	ケース会議等	巡回相談	弁護士相談	その他	合計
4月	12	11	9	4	4		0	40
5月	10	16	9	2	3	2	3	45
6月	8	15	10	1	0		1	35
7月	11	19	10	0	1	1	0	42
8月	8	19	13	1	1		0	42
9月	3	17	5	0	2	3	0	30
10月	11	7	17	1	0		0	36
11月	5	25	2	1	1	2	0	36
12月	5	20	15	0	0		0	40
1月	9	13	7	1	0	2	0	32
2月								
3月								
合計	82	162	97	11	12	10	4	378

権利擁護支援センター相談対応月平均数

実人数 20.2人
(うち新規数) 9.3人
延相談対応件数 37.8件

3 相談者

(人)

相談者	本人	家族	親族	ケアマネジャー	地域包括支援センター	介護関係事業所	障害関係事業所	相談支援事業所	社会福祉協議会	行政	医療機関	民生児童委員	知人・地域住民	後見人等	法律専門職	家庭裁判所	金融機関	消費者センター	警察	その他	不明	合計
4月	14	4	4	2	3	0	1	0	0	5	4	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	40
5月	12	12	1	3	1	0	2	2	0	4	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	45
6月	6	7	0	2	3	4	0	1	0	8	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	35
7月	7	13	4	0	2	0	0	3	1	5	2	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	42
8月	11	8	5	0	0	1	0	4	0	4	0	0	0	7	0	2	0	0	0	0	0	42
9月	6	6	2	0	3	0	0	1	1	2	5	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	30
10月	5	4	6	0	4	2	0	1	1	7	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	36
11月	4	4	2	0	8	1	0	1	0	4	6	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	36
12月	5	10	3	1	0	3	0	2	0	2	4	0	1	6	1	2	0	0	0	0	0	40
1月	6	3	1	2	3	3	0	0	0	3	3	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	32
2月																						
3月																						
合計	76	71	28	10	27	14	3	15	3	44	31	1	1	41	7	6	0	0	0	0	0	378

4 相談対応内容内訳

(件)

相 談 対 応 内 容	日 常 生 活 自 立 支 援 事 業 相 談	成 年 後 見 制 度 説 明 ・ 相 談	本 人 申 立 手 続 支 援	親 族 申 立 手 続 支 援	市 長 申 立 手 続 支 援	財 産 管 理	書 類 管 理 ・ 手 続 支 援	総 合 相 談 ・ 手 続 支 援	相 続 ・ 遺 産 分 割 ・ 遺 言	悪 徳 商 法 ・ 消 費 者 被 害	虐 待 ・ 権 利 侵 害	後 見 人 等 支 援	契 約 等 法 律 行 為	不 安 の 解 消	任 意 後 見 制 度	報 酬 助 成	債 務 ・ 浪 費	家 賃 ・ 光 熱 費 等 支 払 い	そ の 他	合 計
4月	1	4	0	3	9	2	1	0	2	0	1	5	0	4	1	0	7	0	0	40
5月	1	7	0	7	12	1	2	0	4	0	1	3	0	1	1	0	5	0	0	45
6月	2	11	0	7	8	3	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	35
7月	1	7	0	13	8	0	0	2	2	0	1	2	2	2	1	0	1	0	0	42
8月	1	9	0	9	8	2	0	0	2	0	1	7	0	2	1	0	0	0	0	42
9月	0	3	0	12	2	0	1	0	2	0	1	3	0	2	1	0	3	0	0	30
10月	2	1	0	9	11	4	0	0	0	1	2	3	0	1	0	0	0	0	2	36
11月	0	2	0	9	8	0	0	0	0	0	8	4	0	2	2	0	1	0	0	36
12月	1	4	0	14	6	1	0	0	0	0	0	12	1	0	1	0	0	0	0	40
1月	0	3	0	2	5	3	0	1	1	0	0	10	1	1	2	0	3	0	0	32
2月																				
3月																				
合計	9	51	0	85	77	16	4	3	14	1	15	51	4	16	10	0	20	0	2	378

5 成年後見制度申立件数

(件)

(参考・件)

申立別	本人申立	親族申立	市長申立	合計
4月	0	0	0	0
5月	0	0	0	0
6月	0	2	2	4
7月	0	2	1	3
8月	0	2	0	2
9月	0	0	0	0
10月	0	1	1	2
11月	0	3	0	3
12月	0	0	1	1
1月	0	0	0	0
2月				
3月				
合計	0	10	5	15

日常生活自立支援事業
2
1
1
1
1
1
1
1
0
0
9

愛西市権利擁護支援センター 令和6年度広報活動実績

1. 関係機関への広報

令和7年1月31日現在

市内	224件
市外	115件
合計	339件

(市内内訳)

関係機関	件数
地域包括支援センター	9件
居宅介護支援事業所	21件
介護福祉事業所	54件
相談支援事業所	9件
障害福祉事業所	36件
医療機関	31件
薬局	10件
金融機関	33件
行政(支所)	9件
その他	12件
合計	224件

(市外内訳)

関係機関	件数
地域包括支援センター	4件
居宅介護支援事業所	34件
介護福祉事業所	31件
相談支援事業所	3件
障害福祉事業所	5件
行政	2件
医療機関	14件
薬局	1件
その他	21件
合計	115件

2. 会議等での広報

日付	会議研修等	場所	人数
6月2日	西保町自治会(終活等について)	西保町集会所	約20名
6月6日	行政・福祉職向け講演会※1	愛西市役所	84名
8月15日	佐織・立田地区民生委員児童委員協議会	愛西市文化会館	約60名
8月20日	佐屋・八開地区民生委員児童委員協議会	愛西市文化会館	約55名
9月28日	市民向け講演会※2	愛西市文化会館	50名
12月10日	行政・福祉職向け講演会※3	愛西市役所	65名

※1 行政・福祉職向け講演会

内容：虐待防止研修会

参加人数84名内訳

職種	人数
ケアマネジャー	22名
介護関係事業所職員	21名
障害福祉事業所職員	10名
医療相談員	6名
相談支援専門員	5名
社会福祉協議会職員	5名
看護職員	5名
地域包括支援センター職員	4名
行政職員	4名
その他(司法書士、行政書士)	2名
合計	84名

※3 行政・福祉職向け講演会

内容：高齢者終身サポート事業ガイドラインの評価と課題

参加人数65名内訳

職種	人数
ケアマネジャー	26名
地域包括支援センター職員	9名
行政職員	6名
社会福祉協議会職員	6名
医療相談員	5名
市民	2名
相談支援専門員	1名
介護関係事業所職員	1名
障害福祉事業所職員	1名
その他(司法書士・行政書士等)	8名
合計	65名

※2 市民向け権利擁護普及啓発講演会

内容：漫談で学ぶ成年後見制度

参加人数50名内訳

職種等	人数
市民	15名
福祉職	21名
民生児童委員	8名
医療職	2名
行政職	3名
不明	1名
合計	50名

ケース1 2024-1 K・M (61歳 男性 統合失調症)

5月15日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 福祉職

6月12日 家庭裁判所市長申立 (保佐人候補者) 行政書士

7月17日 家庭裁判所調査官による面接 保佐類型代理権についての確認

8月16日 審判書を受理

9月6日 担当者会議開催

ケース2 2024-2 H・T (82歳 女性 アルツハイマー型認知症)

5月15日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 福祉職

6月28日 家庭裁判所市長申立 (後見人候補者) 行政書士

7月18日 審判書を受理 (市担当課) (成年後見人) 行政書士

8月23日 担当者会議開催

12月4日 本人死亡

ケース3 2024-3 N・S (80歳 男性 認知症)

5月15日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 福祉職

7月19日 家庭裁判所市長申立 (保佐人候補者) 社会福祉士

8月30日 家庭裁判所調査官による面接 保佐類型代理権についての確認

10月15日 審判書を受理 (市担当課) (保佐人) 社会福祉士

11月12日 担当者会議開催

ケース4 2024-4 O・S (85歳 女性 認知症)

8月21日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 福祉職

10月15日 家庭裁判所市長申立 (保佐人候補者) 行政書士

12月11日 家庭裁判所調査官による面接

12月18日 審判書を受理 (市担当課) (保佐人) 行政書士

12月20日 保佐人候補者と本人との面談

令和7年

1月21日 担当者会議開催

ケース5 親族申立 N・D (62歳 男性 統合失調症)

8月21日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 家庭裁判所に一任

8月28日 家庭裁判所親族申立

8月29日 家庭裁判所による後見人報酬についての照会

9月17日 審判書を受理 (親族) (後見人) 司法書士

10月11日 担当者会議開催

ケース 6 2024-5 K・M (76 歳 女性 認知症)

11 月 20 日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 法律職

11 月 28 日 家庭裁判所市長申立 (後見人候補者) 司法書士

12 月 16 日 審判書を受理 (市担当課) (後見人) 司法書士

令和 7 年

1 月 16 日 担当者会議開催

ケース 7 親族申立 Y・N (68 歳 男性 認知症)

11 月 20 日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 法律職

12 月 5 日 家庭裁判所親族申立 (後見人候補者) 司法書士

12 月 17 日 不足書類を再送付

ケース 8 2024-6 I・T (93 歳 女性 認知症)

令和 7 年

2 月 19 日 支援検討委員会開催

1. 事業実施方針

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、自らの権利保護に支援を必用としている者又はそれぞれの支援者に対して、権利擁護に関する相談支援、利用支援、普及啓発等の事業を行い、もって住民福祉の向上及び日常生活の安寧を図ることを目的として次の事業を実施する。
具体的には、権利擁護に関する相談支援事業、民法に規定する後見制度及び社会福祉法に規定する福祉サービス等の利用支援事業、権利擁護に関する普及啓発事業、法律職及び関係団体等との連携促進事業を実施する。また、法人による後見事務の提供事業に向けた検討を開始する。

2. 事業実施事項

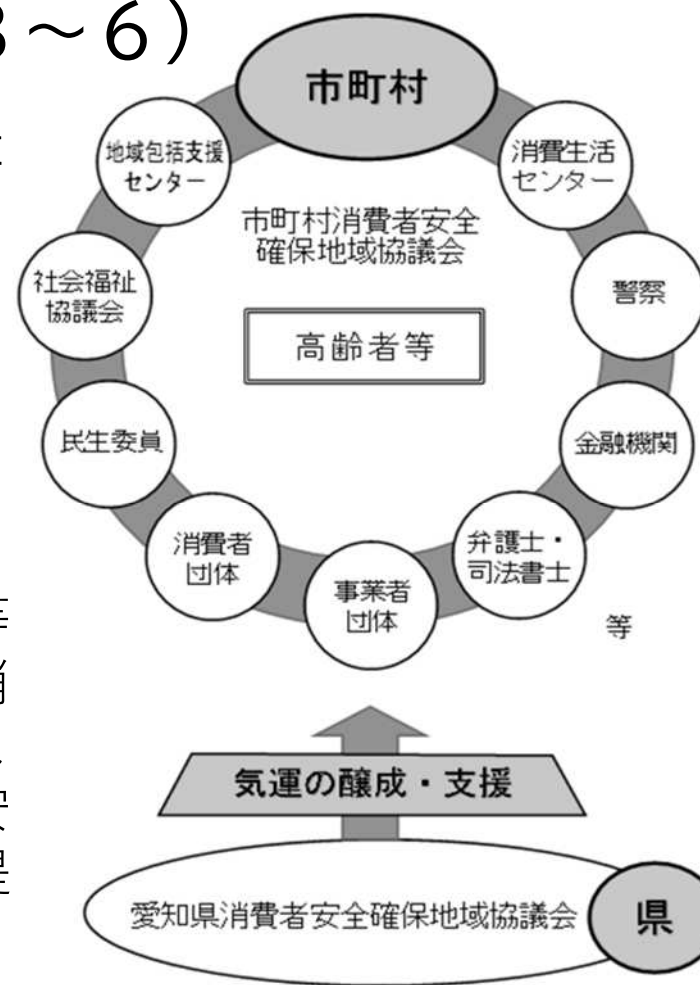
項 目	ア 権利擁護に関する広報啓発	イ 権利擁護に関する総合相談	ウ 成年後見制度の申し立て支援及び後見人支援	エ 法律職及び関係団体等との連携促進事業	オ 後見事務の提供事業
事業目的	パンフレットの作成、講演会や研修会の開催等により、広く市町村の関係者及び住民に対して、権利擁護の制度の普及・啓発を行う。	地域住民、介護事業所や障がい者の事業所などからの成年後見制度の利用、権利擁護に関する相談に応ずるとともに、センター職員による市内巡回相談を行う。併せて、成年後見制度などに関する情報提供を行う。	成年後見制度の利用及び福祉サービス等の利用のための必要な支援を行う。 ※福祉サービス等とは市町村が行う福祉サービス・介護保険法によるサービス・社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業・生活自立支援事業を指す。	成年後見、虐待等権利擁護に関する専門職、関係機関の連携の促進、地域連携ネットワーク構築の推進、法律職や専門職の関係団体との連携体制を構築する。	支援検討委員会において、支援が必要と認める人に対して、当法人が後見業務を提供する。法人後見ガイドラインを作成し体制構築に向けての準備を行う。準備完了後は、法人後見人として活動する。
事業内容	1. 市民への広報・啓発 ①センターパンフレットの配布 ②ホームページによる情報発信 ③広報等による情報発信	1. 窓口相談	1. 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断 ①住民及び首長による申立ての支援 ②後見人等候補者の調整 ③申立て手続き代理人の斡旋	1. 受任可能な専門職数の把握（1回/年） （調査対象団体） ①弁護士会（アイズ） ②司法書士会（リーガルサポート） ③社会福祉士会（ぱあとなあ） ④行政書士会（コスモスあいち）	1. 法人後見の体制の構築
	2. 関係機関への広報・啓発 社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護保険事業所、障がいサービス事業所、民生委員、医療機関、金融機関、郵便局、消費生活センター公証役場、裁判所 等	2. 電話相談	2. 後見人等の後方支援 ①申立て後の後見人へのモニタリング・バックアップ ②市民後見人等養成研修修了者の人材登録及びフォローアップ	2. 専門職団体関係の研修、権利擁護に関する情報交換会及び会議等への参加 社会福祉士会「ぱあとなあ」連絡会議等	2. 法人後見に関する勉強会及び研修会への参加
	3. 各種会議、研修会での広報・啓発 ①介護保険事業所及び施設連絡会議 ②市障害者地域総合支援協議会 ③民生児童委員協議会定例会 ④市地域包括支援センター連絡調整会議 ⑤市ボランティア連絡協議会 ⑥ケアマネジャーオンラインサロン ⑦愛西の里保護者懇談会 等	3. 訪問相談	3. 成年後見のニーズ把握（1回/年） （認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者数の把握）	3. 支援検討委員会の実施（年4回） ①受任調整会議 ②相談事業等、センター運営全般に関する助言	3. 法人後見に関する書類整備 法人後見ガイドラインの整備
	4. 講演会や研修会の開催 ①住民のための講演会 年1回 ②行政・福祉職のための講演会 年2回 ③行政・福祉職のための研修会 年1回	4. 巡回相談 第2木曜日に市内4地区にて巡回相談を実施（1組目13：30～2組目14：30～） ①佐屋地区（4月、8月、12月） ②立田地区（5月、9月、1月） ③八開地区（6月、10月、2月） ④佐織地区（7月、11月、3月）	4. 権利擁護啓発及び勉強会の開催 （対象）社会福祉協議会及び関係機関の専門職・行政職員	4. 地域連携ネットワークの構築 権利擁護が必要な方の発見、早期の相談支援、後見人を含めたチーム支援のための地域連携ネットワーク構築の推進 ①権利擁護支援連携協議会（年2回） 多職種による権利擁護利用促進の検討 ②権利擁護支援事業運営会議（年5回） 権利擁護支援に関する事業運営の協議	
	5. 権利擁護の人材（市民後見人）養成 愛知県市民後見人等養成研修の周知及び受講者のフォローアップ	5. 弁護士相談 ①開催月 奇数月 5月、7月、9月、11月、1月、3月 ②開催日 第3木曜日 1組目10：00 2組目11：00 ③場 所 権利擁護支援センター	5. 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業担当者等との連携	5. 家庭裁判所との連携 ①人材育成や後見人支援に関する情報交換 ②家事関係機関と裁判所との連絡協議会への参加	
	6. 居宅支援ネットワーク事例検討会開催 毎月第2木曜日 16：30			6. 消費者の安全確保のための取り組み 地域における見守りネットワークの構築	

消費者安全確保地域協議会とは

(消費者安全法 第11条の3～6)

認知症高齢者や障がい者等の「配慮を要する消費者」を見守るためのネットワーク（通称：見守りネットワーク）

⇒既存の福祉のネットワーク等に、消費生活センターや消費者団体等の関係者を追加することで、「消費者被害の未然防止」も含め、より充実した「高齢者等の安全・安心のための見守りサービス」の提供が可能に



〈市町村協議会のイメージ〉
構成員は市町村によって異なる

県内市町村では、包括支援センターを中心とした既存の福祉ネットワークに、消費生活センターを追加したものが約8割を占める

👉本日の
連絡会議です
(2016年設置)

地域協議会設置の効果

◆独自の意義

ネットワークの構成員間で見守りの対象者に関する個人情報を提供・共有できること

1 個人情報の提供 ⇒ 早期解決へ

構成員である福祉関係者、事業者等がそれぞれの見守り活動の中で得た具体的な被害に関する情報（個人情報を含む）を消費生活センター等に提供ができ、それを当該高齢者等に関わる見守り関係者間で共有することにより、被害の早期解決や拡大防止、未然防止につなげることができる。

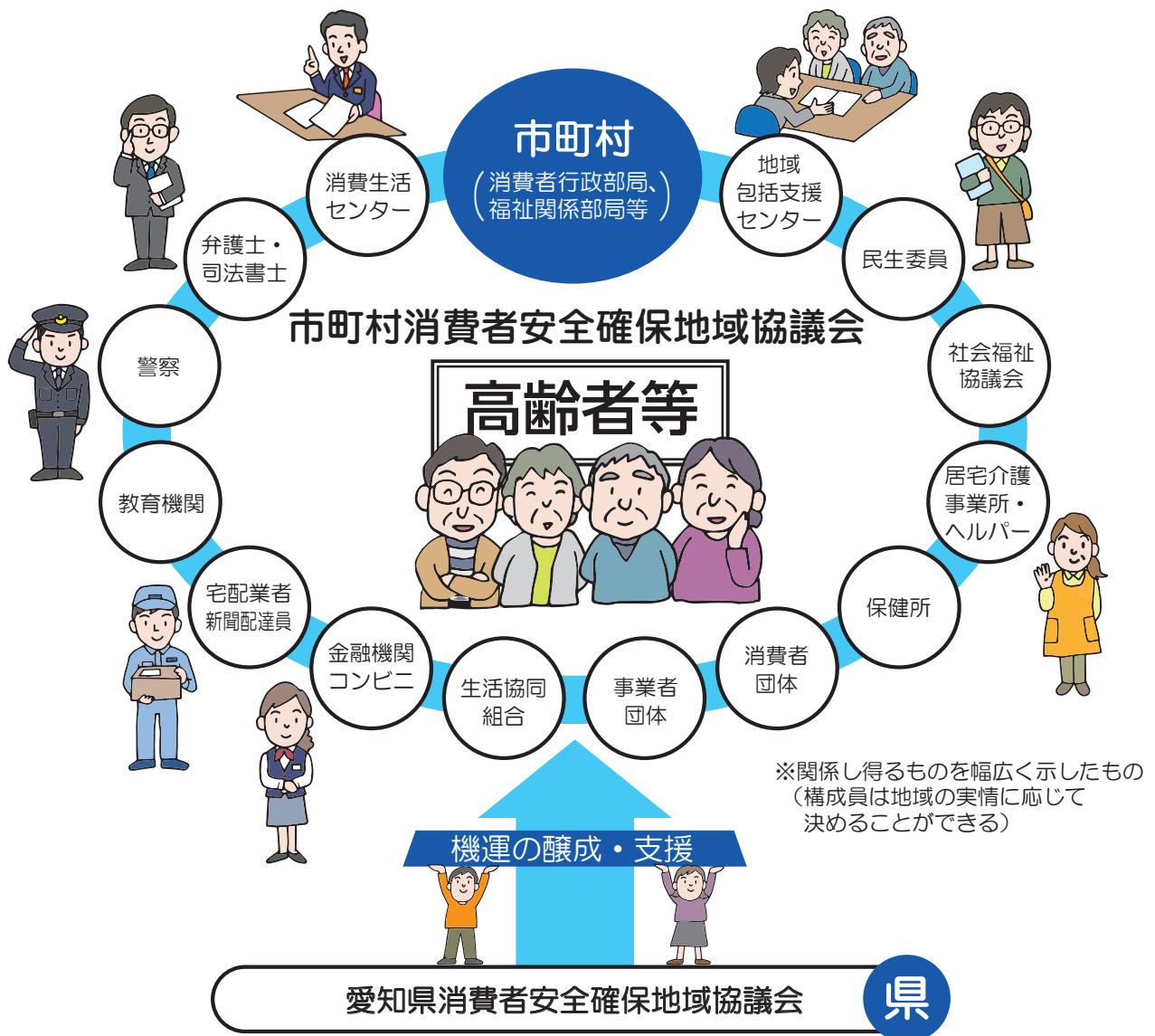
2 被害情報の地域での共有 ⇒ 被害の拡大防止・未然防止

消費者被害に関する情報が、チラシ等を通して地域の見守りを行う構成員である福祉関係者、事業者等の間で共有されることによって、消費者被害への意識が高まり、被害の早期発見につなげることができる。

消費者庁は、高齢者等の消費者被害の深刻化を受けて、消費者安全法を 2014 年 6 月に改正（2016 年 4 月施行）し、地域の見守りネットワークの構築など、消費者安全の確保に向けた法整備を行いました。

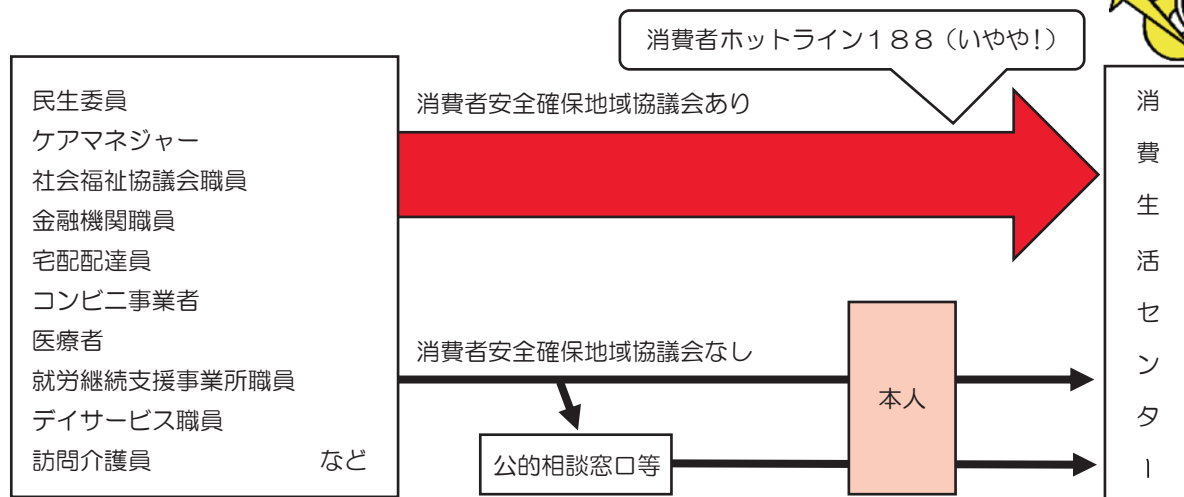
「消費者安全確保地域協議会」は改正消費者安全法により新たに設けられた制度です。地方公共団体の関係機関により構成され、消費生活上特に配慮を要する消費者（高齢者、障害者等）の見守りなど必要な取組を行うための情報交換・協議を行います。

消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）のイメージ



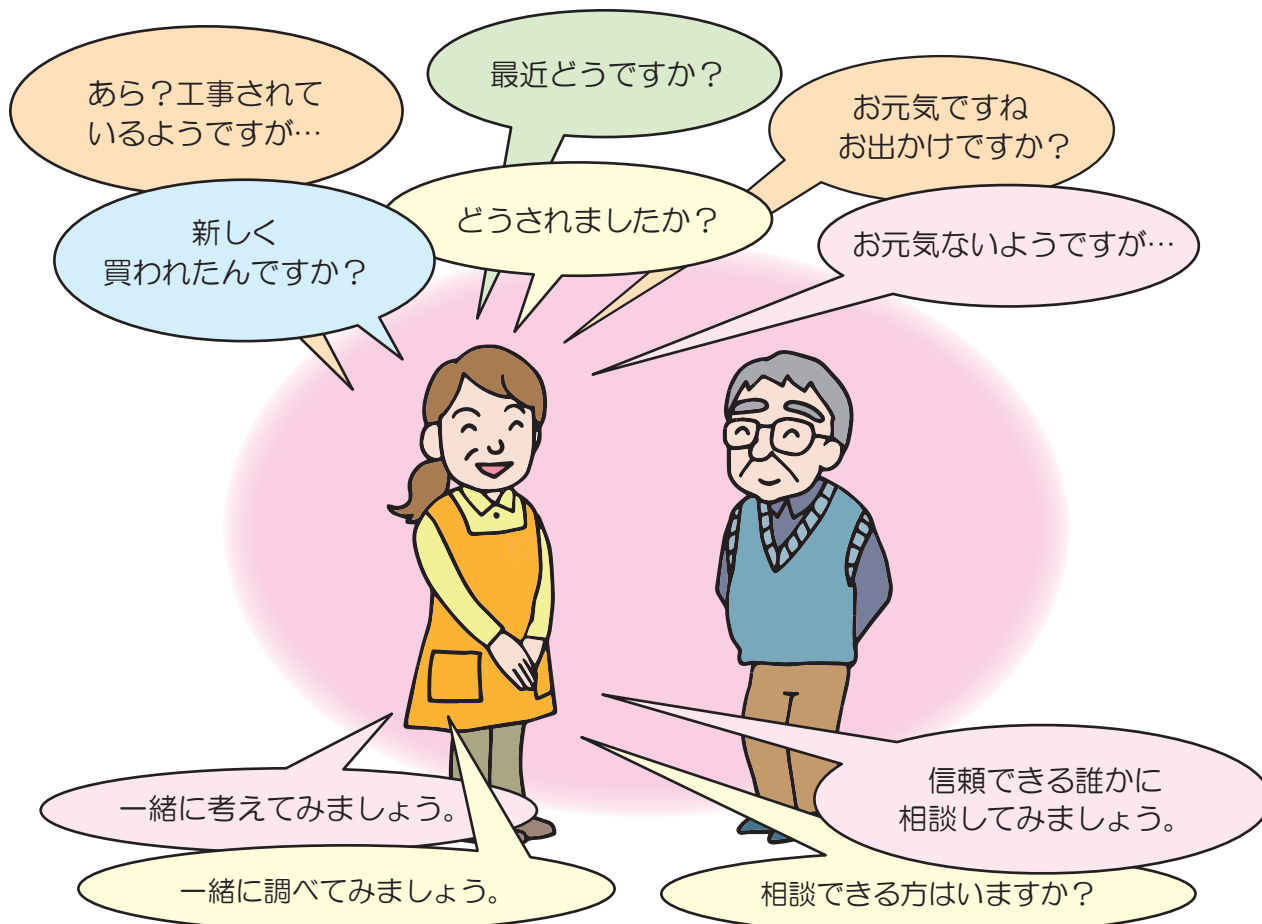
見守りの対象となる判断力の低下した高齢者等は、消費生活センター等における相談処理が終了した後も、継続的な見守りが必要となるケースも多くあります。例えば、既存の福祉部局等のネットワークを「消費者安全確保地域協議会」と位置づけることにより、個人情報法の例外規定が適用できるようになり、ネットワークにおける見守りの実効性が高まります。厚生労働省も、高齢者等の消費者被害の防止のため、各自治体の消費者行政部局と福祉部局との連携の促進を求めています。

事実上の会議体を
設置すればOK！



地方公共団体等は、見守り活動のために有用な情報であっても、法令に基づく場合等の例外事由に該当しない限り、本人の同意を得ずに個人情報を提供することができません。消費者安全法では、消費者安全確保地域協議会について、個人情報保護法の例外規定を適用して、「たとえ本人同意が得られない場合」であっても、必要な関係者間で個人情報を共有して対応に当たることができると規定しています。

ただし、例えば担当者会議の参加者のみで共有し、全体会では取り扱わないなどといった、必要最小限度に限定する工夫が必要です。



公証人の業務と公正証書

葵町公証役場

公証人 石崎功二

本日の構成

1. 公証人とは
2. 公証人の業務
3. 公正証書について
4. 公正証書作成までの流れと注意事項
5. 費用

1 公証人とは

法務大臣によって任命され、国の公務である公証事務を行う

長年にわたり、裁判官、検察官、法務局長等の職にあった法律専門家が担当

2 公証人の業務

- (1) 公正証書の作成
- (2) 私署証書の認証
- (3) 定款認証
- (4) 確定日付の付与

2 公証人の業務

(1) 公正証書の作成

公正証書とは

公証人が作成する公文書

法律行為その他私権に関する事実について作成するもの

法律行為＝私的な権利義務の変動（発生、変更、消滅）を生じさせる行為

ex. 契約、単独行為（遺言等）

2 公証人の業務

(2) 私署証書の認証

私署証書とは

作成者の署名又は記名押印のある私文書

公文書(公務員が職務上作成する文書)ではないもの
法律効果と全く関係のない文書は対象外

認証とは

文書が**作成名義人の意思に基づいて**作成されたこと
を公的に証明すること

2 公証人の業務

(2) 私署証書の認証

どのような場合に活用するか

作成名義人の各人が、自らの意思で作成したものであること
(**自ら署名、記名押印**したこと、それらを書いたのが名義人本人であること)であることの証拠として作成

各種契約書、合意書(ex. 遺産分割協議書、離婚協議書、婚前契約書等)、委任状等

特に外国の各種機関、取引先等に提出する書面の作成者が本人であることの証明が必要なとき

(ex. 外国にある不動産の購入・売却等のための契約書、委任状、承諾書等)

2 公証人の業務

(2) 私署証書の認証

注意点

内容の正しさを証明するものではない

それだけで強制執行の手続を進められるものではない(書かれてある内容がそのとおり存在したのかどうか等は、裁判によって明らかにする必要がある)

認証した私署証書は公証役場に保管しない

私署証書でも、「宣誓認証」した証書(虚偽だと知って宣誓した上で作成した書面の場合には過料の制裁を受ける)は一部を保管

cf. 公正証書は原本を保管

2 公証人の業務

(3) 定款認証

株式会社や一般社団法人の設立に際して公証人が定款をチェックして認証

(4) 確定日付の付与

私署証書に、日付を印字した公証人名義のスタンプを押捺することで、当該私署証書が実際の日付より後に表示された日付を遡って作成したものではないことを証明

作成名義人本人が自らの意思で作成したかどうか（偽造等ではないか）を証明するものではない

3 公正証書について

(1) 公正証書の種類

どのような公正証書があるか

- ・金銭消費貸借契約公正証書
- ・賃貸借契約公正証書
- ・離婚給付等公正証書
- ・遺言公正証書
- ・任意後見契約公正証書
- ・死後事務委任契約公正証書
- ・尊厳死宣言公正証書
- ・保証意思宣明公正証書
- ・信託契約公正証書
- ・貸金庫開披点検に関する事実実験公正証書
- ・遺産分割協議公正証書
- ・死因贈与契約公正証書
- ・その他の契約に関する公正証書
- ・その他事実実験公正証書

(2) 公証役場に来られる相談者の悩みと法的な手当て

自分が生きている間の財産管理、生計の維持	➡	委任及び任意後見・信託
自分が生きている間の療養看護	➡	委任及び任意後見
自分が生きている間の家族の生計の維持	➡	信託等
後継者への引継ぎ	➡	遺言・信託等
自分の死後の財産の行方	➡	遺言
自分の死後の家族の生計の維持	➡	遺言・信託等
祭祀の承継	➡	遺言
身寄りのない方の葬儀、埋葬その他の整理	➡	死後事務委任

(3) 法的な手当ての内容

① 遺言

遺言者の死亡のときから効力を生ずる遺言者の財産の処分

財産の相続

認知、未成年後見人・未成年後見監督人の指定、祭祀の承継者の指定

単独行為

遺言をすることができる事項は法定

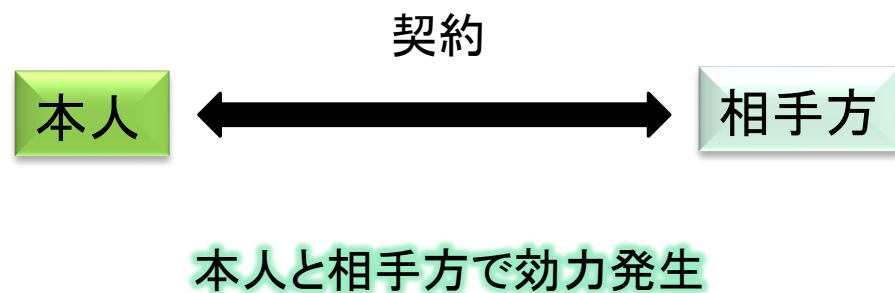
(3) 法的な手当ての内容

② 任意後見

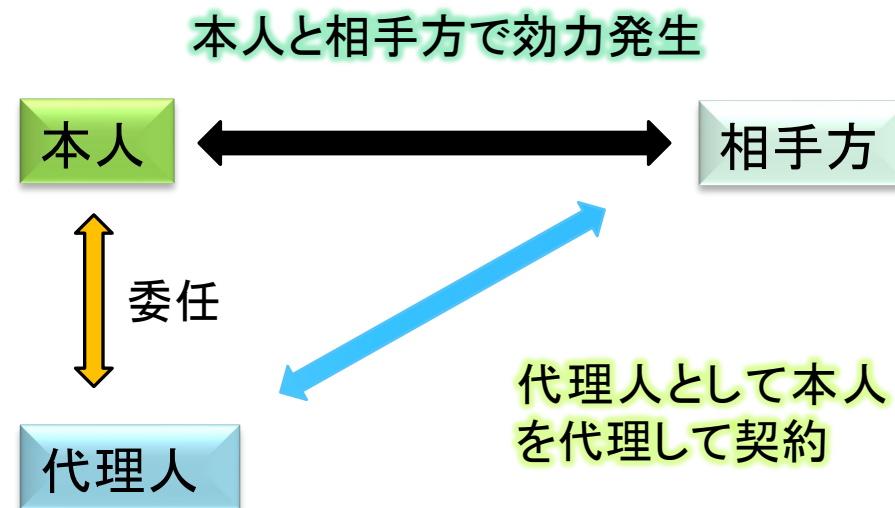
委任者が、受任者に対し、**精神上的障害**により**事理を弁識する能力が不十分な状況**における**自己の生活、療養監護及び財産の管理**に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について**代理権**を付与する**委任契約**であって、**任意後見監督人が選任**された時からその効力を生ずる旨の定めのあるもの（任意後見契約に関する法律 § 2①）

判断能力があるうちに、自分の生活・療養や財産管理の能力が乏しくなったときに備えて、任意で選任する受任者に、その時点からの管理を任せることをあらかじめ契約するもの

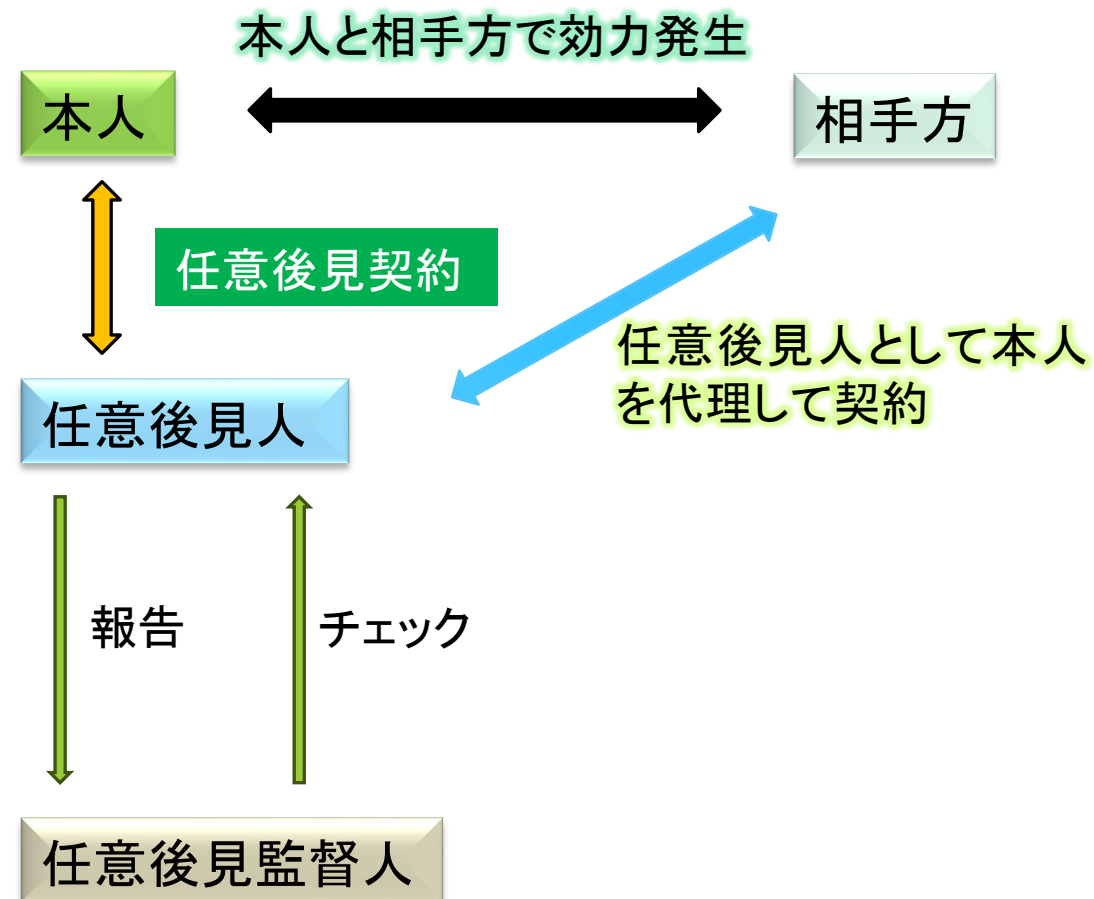
通常の取引



代理



任意後見



(3) 法的な手当ての内容

② 任意後見

契約

公正証書によってしなければならない

法律行為を代理することを委任する内容

任意後見登記によって取引の安全にも配慮

(3) 法的な手当ての内容

③ 死後事務委任

委任者が受任者に対し、委任者が**死亡した後の事務**について**委託**することを内容とする契約

契約

法律行為を委任するだけでなく、事実行為についても委任できる

遺言の内容や遺言執行者の権限と抵触する可能性があるの
で注意

(3) 法的な手当ての内容

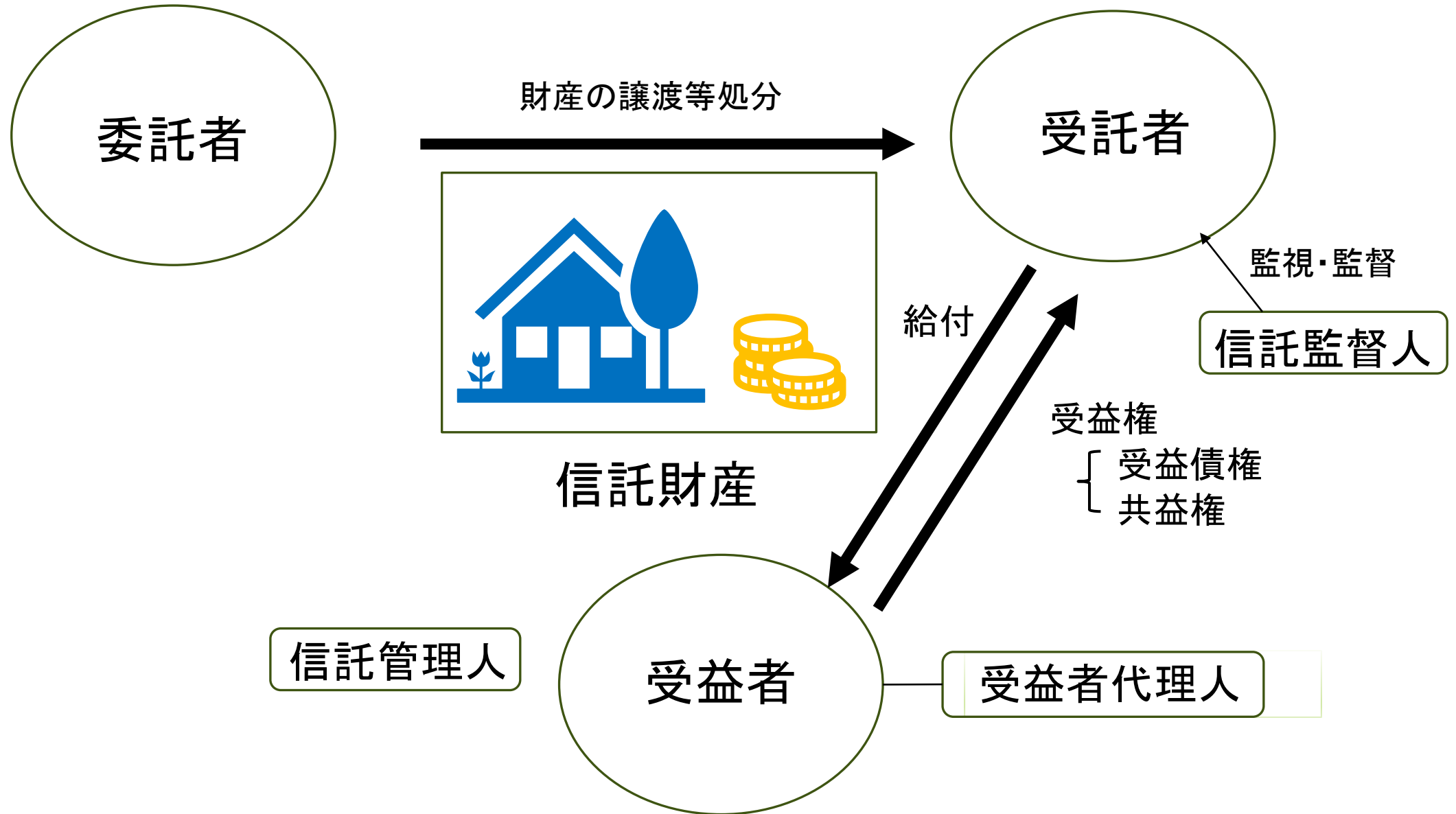
④ 信託

以下のいずれかの方法により、**特定の者が一定の目的**(専らその者の利益を図る目的を除く)に従い**財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為**をすべきものとする

ア 信託契約を締結する方法(信託契約、法3条1号)

イ 遺言により信託をする方法(遺言信託、法3条2号)

ウ 書面又は電磁的記録によってする意思表示による方法(自己信託、法3条3項)



(3) 法的な手当てを検討する場合の注意点

それぞれの制度には長所・短所があり、各制度の特徴と限界を理解ながら相談者へのアドバイスを行う必要がある

	任意後見契約	死後事務委任契約	遺言
法律行為の種類	契約	契約	単独行為
法律行為の性質	委任	委任	
法律行為の内容	委任事務(法律行為)	委任事務(法律行為)・準委任事務(準法律行為)	財産の処分等 祭祀承継者の指定等
法律行為が有効となる要件	意思能力の存在 有効な意思表示	意思能力の存在 有効な意思表示	意思能力の存在 有効な意思表示
法律行為の効力発生時期	任意後見監督人の選任の時	原則として契約締結時	遺言者の死亡
意思表示の内容の法定	特になし(ただし、登記事項)	特になし	法定
要式行為か否か・その形式	公正証書によらなければならない	特になし 公正証書が望ましい	公正証書遺言 秘密証書遺言 自筆証書遺言 法定の形式を満たさないと無効

(4) 公正証書作成の意義

どうして公正証書を作成するとよいのか

◆証拠力

- **形式的証拠力がある** (真正に作成された、すなわち作成者の意思に基づいて作成されたことを証明) ※偽造、変造ではない
- **実質的証明力がある** (当事者が、公正証書に記載された内容を陳述した、という事実の証明)
- **確定日付**の効力がある (記載の期日に日付を遡って作成したものではない)

◆執行力

- 債務名義として、これに基づき**金銭債権**について直ちに**強制執行**ができる効力

(4) 公正証書作成の意義

公証人の行う業務の信頼性について

公証人は、**法令に違反した事項、無効の法律行為**及び行為能力の制限によって**取り消しうべき法律行為**については、公正証書を作成することができない(公証人法第26条)

意思能力や行為能力を欠いた者が意思表示をしていないか

意思表示に問題はないか

権限のない者が意思表示をしているのではないか

これらをチェック

(4) 公正証書作成の意義

公証人の行う業務の信頼性について

法律行為の適法性・有効性のチェック

- ①内容が**確定**しているか
- ②内容が**実現可能**であるか
- ③内容が**適法**であるか
- ④内容に**社会的妥当性**があるか
公序良俗違反の行為は無効(民法第90条)

これらをチェック

紛争防止の観点から

証書の内容が後の紛争の可能性を残すものになっていないか

証書の文章が曖昧又は多義的な内容になっていないか

これらをチェック

(4) 公正証書作成でお願いしたいこと

① 一定の手間がかかる

正確な内容、適法な内容であることを確認するため、**必要な書面等**(戸籍謄本、不動産登記簿謄本等)の**資料の提出**をお願いすることがある

後の紛争予防、正確な内容把握のため、公正証書の内容の前提となる事実関係を確認することがある

裁判になることを前提とするものではない(むしろ裁判沙汰になることを防止する機能がある)ことから、詳細な証明がなければ作成できないものではない

② 一定の費用がかかる

公証人手数料令(政令)で費用の算出基準の定めがあり、公正証書を作成したときに支払う必要がある

手数料令に定められた内容以外の料金が発生することはなく、相談は無料

4 公正証書作成までの流れと注意事項

(1) 相談

- ・予約が必要
- ・相談者は公正証書の作成名義人本人でなくても良い
相談内容について、公証人の問いに答えるに足る事情を知っている必要はある
- ・相談時間は30分間が目安(1日に相当件数の業務があるため)
- ・事情の説明や何を相談したいかは、相談者の普段の会話力の範囲で可(必要な事項は公証人が必要に応じてお尋ねします)

4 公正証書作成までの流れと注意事項

(1) 相談

- ・相談の内容に応じた資料を持参されると相談がスムーズになる

ア 日本公証人連合会ホームページ＞公証事務＞11 必要書類

<https://www.koshonin.gr.jp/>

にアクセスして作成する公正証書に応じた書類を確認することが可能

イ 葵町公証役場ホームページ <https://nagoya-kousyou.sakura.ne.jp/aoi/index.html>

＞「遺言に関する公正証書作成のための必要書類のご案内」等

でも確認可能

4 公正証書作成までの流れと注意事項

(1) 相談

・注意事項

① 公証人には、どういう内容の公正証書にしたいかを**決めて**伝える

相談者に有利な内容になるにはどうすれば良いか(ex. どうすれば税金が安くなるか、誰に財産を相続させれば良いかなど)といったアドバイスは困難

法的効果を生ずる内容となることが多いため、相談者に有利でも他者に不利な内容となることも少なくなく、公証人の立場上、相談者側のみに寄り添うことは難しい

有利・不利を勘案して方策を選択することで内容を確定するには、依頼者の意向に沿って業務を行うことが可能な弁護士、司法書士、行政書士、税理士等への相談を勧めている

4 公正証書作成までの流れと注意事項

(1) 相談

・注意事項

- ② 公正証書作成の**当事者の意向**が反映された相談内容である必要がある

当事者とは別の親族等が相談者になったり、当事者の一方が相談者になる場合も少なくないが、往々にして、当事者本人の意向ではなく、相談者の意向が反映された相談であることもある

- ③ 相談の当日のうちには公正証書は作成できない

公正証書を作成するための正確性を確保するため、必要書類と照らし合わせるなどの作業や、各条項の正確な起案のための時間が必要

本人確認書類や印鑑等、証書作成に必要な物が揃っていないことが多い

4 公正証書作成までの流れと注意事項

(2) 資料等の収集、公証人への情報提供

戸籍謄本、改製原戸籍、印鑑登録証明書、固定資産税・都市計画税評価証明書等、**各種公的機関から入手**する必要のある書類の収集

当事者、相談者に収集をお願いしている

公証人への情報提供は、直接持参、郵送、メール等適宜の方法で

(3) 公証人による公正証書案文の作成

内容によって数日を要することがある

(4) 公証人から当事者への案文提示

郵送、メール等適宜の方法で

4 公正証書作成までの流れと注意事項

(5) 証書作成日予約

公証人にもよるが、1～3週間先まで予定が埋まることも少なくないため、**日程にゆとりをもって**予約をお願いします

(6) 公証役場に来場

公証役場で業務することが法定されており、**出張が例外**
遺言の場合は出張あり(ただし、手数料の病床加算、日当あり)

(7) 公正証書作成

当事者本人の**本人確認資料**(自動車運転免許証、マイナンバーカード、印鑑登録証明書と実印

代理人による公正証書作成も可能だが、**委任状**が必要
代理人では作成できない場合もある(遺言等)

5 費用等

● 公正証書作成手数料 ●

目的の価額	手数料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円
●これを超えるときは、超過額5,000万円までごとに、次の金額が加算されます。	
3億円まで …………… 13,000円	
10億円まで …………… 11,000円	
10億円を超えるもの…8,000円	
※遺言手数料の場合は 目的の価額は、相続人又は受遺者1人ごとに計算され、合計価額が1億円までは11,000円加算された金額になります。	

正本、謄本の交付手数料は1枚250円です。

売買、請負契約などのような双務契約の目的価格は2倍に計算されます。土地、建物の賃貸借の目的価格は、期間中の賃料総額の2倍です(期間が10年を超えるときは10年として計算します。)

ご清聴ありがとうございました